

令和6年10月10日

決算特別委員会（令和5年度決算）

一般会計及び特別会計歳入歳出決算  
審査意見書概要説明資料

神奈川県監査委員



# 目 次

第1	審査の種類	1
第2	審査の対象	1
第3	審査の着眼点	2
第4	審査の実施内容	2
第5	審査の結果	2
1	決算計数の正確性について	2
2	予算管理及び決算整理の的確性について	4
3	決算の内容について	4
4	財政状況について	5



神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年 7 月 18 日付けで提出があった令和 5 年度神奈川県一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに関係書類について審査した結果、同決算に対する意見を合議により次のとおり決定した。

令和 6 年 9 月 13 日

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	吉	川	知	恵子
同	中	家	華	江
同	加	藤	元	弥
同	青	山	圭	一

※ 地方自治法（抄）

第 233 条 会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

## 第 1 審査の種類

決算審査（一般会計及び特別会計歳入歳出決算）

## 第 2 審査の対象

令和 5 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査の対象は次のとおりである。

### 一般会計

神奈川県一般会計

### 特別会計

神奈川県市町村自治振興事業会計

神奈川県公債管理特別会計

神奈川県公営競技収益配分金等管理会計

神奈川県地方消費税清算会計

神奈川県災害救助基金会計

神奈川県恩賜記念林業振興資金会計

神奈川県林業改善資金会計

神奈川県水源環境保全・再生事業会計

神奈川県沿岸漁業改善資金会計

神奈川県介護保険財政安定化基金会計

神奈川県母子父子寡婦福祉資金会計

神奈川県国民健康保険事業会計

地方独立行政法人神奈川県立病院機構資金会計

神奈川県中小企業資金会計

神奈川県県営住宅事業会計

### 第3 審査の着眼点

決算その他関係書類が法令等に適合し、かつ正確であるかなどに着眼して審査するものである。

### 第4 審査の実施内容

審査は、知事から提出された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに関係書類について、次の点を主眼として行った。

- ① 決算の計数は正確であるか
- ② 予算管理及び決算整理は的確に行われているか
- ③ 決算の内容について意見書に記載すべきことはないか
- ④ 財政状況について意見書に記載すべきことはないか

審査に当たっては、提出された歳入歳出決算書等とそれぞれの関係諸帳簿及び証書類とを照合し、関係職員に説明を求めるとともに、財務監査（定期監査）、例月出納検査等の結果を踏まえ慎重に行った。

### 第5 審査の結果

#### 1 決算計数の正確性について

令和5年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書並びに関係書類の計数は、審査した限りにおいて、次の事項を除き、正確なものと認められた。

#### (1) 歳入歳出決算書等における誤りについて

##### ア 決算事務の過程におけるシステムへの登録額の誤りについて

###### 〈歳入歳出決算書等の金額が誤っていた事項〉

1 県税事務所において、令和5年4月に当該県税事務所管内分の個人県民税の滞納繰越分の金額を会計管理システムに登録する際、令和4年度末の収入未済額に基づいて登録すべきところ、誤って令和4年度末の調定累計額に登録していたため、令和5年度の滞納繰越分に係る調定額が誤った額となっていた。その結果、(款) 県税、(項) 県民税、(目) 個人及び(節) 滞納繰越分の調定額及び収入未済額がいずれも379,007,855円過大となっていた。

##### イ 予算の執行に当たっての科目誤りについて

###### 〈歳入歳出決算書等の金額が誤っていた事項〉

① 小田原合同庁舎施設等転貸賃借料5件、2,863,604円について、(款) 諸収入(項) 雑入(目) 雑入(節) 総務費雑入で収入すべきところ、(款) 財産収入(項) 財産運用収入(目) 財産貸付収入(節) 土地建物等貸付収入で収入していた。その結果、(款) 財産収入、(項) 財産運用収入、(目) 財産貸付収入及び(節) 土地建物等貸付収入の調定額及び収入済額がいずれも2,863,604円過大となっていた一方で、(款) 諸収入、(項) 雑入、(目) 雑入及び(節) 総務費雑入の調定額及び収入済額がいずれも同額過少となっているなどしていた。

###### 〈歳入歳出決算事項別明細書の内容が誤っていた事項〉

② 神奈川県立伊勢原射撃場空調設備設置工事契約1件、880,000円の執行に当たり、エアコン2台の購入に要する経費(計440,000円)については(節) 備品購入費とすべきところ、全額を(節) 需用費で執行していた。その結果、(節) 需用費の支出済額が440,000円過大となっていた一方で、(節) 備品購入費の支出済額が同額過少となっていた。また、(節) 備品購入費の不用額が440,000円過大となっていた一方で、(節) 需用費の不用額が同額過少となっていた。

- ③ 神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援給付金83件、494,480,982円の執行に当たり、(節)負担金、補助及び交付金とすべきところ、(節)報償費で執行していた。その結果、(節)報償費の支出済額が494,480,982円過大となっていた一方で、(節)負担金、補助及び交付金の支出済額が同額過少となっていた。また、(節)負担金、補助及び交付金の不用額が494,480,982円過大となっていた一方で、(節)報償費の不用額が同額過少となっていた。
- ④ 全国小学校家庭科教育研究会全国大会神奈川大会賛助金ほか2件、計280,000円の執行に当たり、(節)負担金、補助及び交付金とすべきところ、(節)報償費で執行していた。その結果、(節)報償費の支出済額が280,000円過大となっていた一方で、(節)負担金、補助及び交付金の支出済額が同額過少となっていた。また、(節)負担金、補助及び交付金の不用額が280,000円過大となっていた一方で、(節)報償費の不用額が同額過少となっていた。
- ⑤ 防犯カメラ増設工事代1件、396,000円の執行に当たり、防犯カメラの購入に要する経費(110,000円)については(節)備品購入費とすべきところ、全額を(節)需用費で執行していた。その結果、(節)需用費の支出済額が110,000円過大となっていた一方で、(節)備品購入費の支出済額が同額過少となっていた。また、(節)備品購入費の不用額が110,000円過大となっていた一方で、(節)需用費の不用額が同額過少となっていた。
- ⑥ 神奈川県立上矢部高等学校CG教室機器の借入契約終了に伴う情報機器買取代1件、149,270円の執行に当たり、大型インクジェットプリンタ(112,860円)については(節)備品購入費とすべきところ、全額を(節)需用費で執行していた。その結果、(節)需用費の支出済額が112,860円過大となっていた一方で、(節)備品購入費の支出済額が同額過少となっていた。また、(節)備品購入費の不用額が112,860円過大となっていた一方で、(節)需用費の不用額が同額過少となっていた。
- ⑦ 神奈川県立厚木王子高等学校ネットワーク機器の購入代1件、7,150,000円の執行に当たり、L3Switch等の物品等に係る執行科目ごとの金額について、落札額の内訳書における単価等に基づき算出すべきところ、予定価格積算時における物品等の積算額に落札率(契約金額の予定価格に対する比率をいう。)を乗じるなどして算出していた。その結果、(節)備品購入費の支出済額が922,850円過大となっていた一方で、(節)需用費の支出済額が同額過少となっていた。また、(節)需用費の不用額が922,850円過大となっていた一方で、(節)備品購入費の不用額が同額過少となっていた。

## (2) 財産に関する調書における誤りについて

- 財産に関する調書において、看護師等修学資金貸付金及び理学療法士等修学資金貸付金について、それぞれ貸付金の返済免除を決定していたものがあつたのに、これらを債権額から控除しておらず、債権額の記載に次表のような誤りがあつた。

区分	前年度末現在額		決算年度中増減(△)額		決算年度末現在額	
	記載額	適正な額	記載額	適正な額	記載額	適正な額
一般会計債権	円 35,088,346,774	円 左記と同額	円 △917,178,715	円 (△47,689,268) △979,515,451	円 34,171,168,059	円 34,108,831,323
看護師等修学資金貸付金	1,121,336,268	左記と同額	△727,482	(△47,564,268) △62,889,218	1,120,608,786	1,058,447,050
理学療法士等修学資金貸付金	18,750,000	左記と同額	50,000	(△125,000) △125,000	18,800,000	18,625,000
特別会計計	89,468,958,041	左記と同額	△2,635,655,618	左記と同額	86,833,302,423	左記と同額
合計	124,557,304,815	左記と同額	△3,552,834,333	(△47,689,268) △3,615,171,069	121,004,470,482	120,942,133,746

(注) 決算年度中増減額欄の( )は、前年度末現在額の増減修正を内数で示すものである。

- 以上のように、歳入歳出決算書等の金額に誤りが認められたこと、また、財産に関する調書の債権額の記載に誤りが認められたことは大変遺憾な事態である。
- ◎ 今後はこうしたことがないよう、各事項に応じた実効性のある再発防止策を講じるとともに、関係所属において適正な経理処理を一層徹底することが必要である。

## 2 予算管理及び決算整理の的確性について

令和5年度の予算管理及び決算整理については、審査した限りにおいて、関係法令等に照らし、的確に行われたものと認められた。

## 3 決算の内容について

決算の内容に関しては、次の意見がある。

### (1) 不適正な経理処理について

#### ア 科学研究費補助金等の間接経費等に係る経理について

- ・ 8機関（神奈川県温泉地学研究所、神奈川県自然環境保全センター、神奈川県農業技術センター、神奈川県衛生研究所、神奈川県立金沢文庫、神奈川県立近代美術館、神奈川県立歴史博物館及び神奈川県立生命の星・地球博物館）では、各機関に所属する研究者が、科学研究費補助金等の交付を受けて、当該機関の活動として研究活動を行っている。
- ・ 科学研究費補助金等の補助条件等によれば、研究者は、科学研究費補助金等の間接経費が交付された場合に、研究者の所属する機関に譲渡しなければならないなどとされている。
- ・ 研究者から譲渡された間接経費等は歳入予算へ編入し、必要な費用等は歳出予算から支出する必要があるが、神奈川県農業技術センターを除く7機関では、研究者から令和5年度に譲渡されたとする間接経費等計12,738,309円について、歳入予算に編入せずに、各機関が市中銀行に開設した預金口座で別途に経理し、当該口座から必要な費用等を支出していた。
- ・ 間接経費等を歳入に編入せずにこれを別途に経理している事態は、総計予算主義の原則を定めた地方自治法の規定に違反するものであり、極めて不適切であると認められる。

#### イ 神奈川県立光陵高等学校における体育館の備品調達に係る経理について

- ・ 住宅営繕事務所への依頼工事により実施した神奈川県立光陵高等学校における体育館改修及び耐震補強工事について、教育施設課は、住宅営繕事務所から本件工事の予算が不足するとの報告を受けて、床関連備品（バレーボール支柱等の体育館の備品）の調達について、本件工事の契約とは別の契約により支払うこととし、令和5年11月に本件工事の契約の対象から除外した。
- ・ 床関連備品については、教育施設課が住宅営繕事務所と協議を行った時点で、本件工事の請負業者において既に手配済みであり、令和5年10月には、当該業者が神奈川県立光陵高等学校に納入し、受領されていることから、新たに床関連備品の調達に係る契約を締結することはできず、また、本来、床関連備品の調達を本件工事の契約の対象から除外することはできないものである。
- ・ 教育施設課は、令和6年3月になって、予算の流用を行い必要な財源を確保した上で執行手続を行い、本件工事の請負業者に対して床関連備品の費用2,583,900円を支払っているが、これは、適正な手続により締結した契約に基づく支払ができないことから、不適正な経理処理を行って床関連備品の費用を支払っていたものであり、極めて不適切であると認められる。

- ◎ 今後はこうしたことがないよう、事案に応じた実効性のある再発防止策を講じるとともに、関係所属において適正な経理処理を一層徹底することが必要である。特に、科学研究費補助金等の間接経費等に係る不適正な経理処理については、一部の機関を除き、こうした経理処理が長期間にわたり常態化していたものであることも踏まえて、間接経費等の歳入予算への編入など、早急に適切な措置を講じる必要がある。

## (2) 収入未済額の縮減について

- ・ 令和5年度に10億円以上（徴収猶予額を除く。）の収入未済が発生している「節」（税にあつては「目）」は、一般会計歳入の個人県民税（「(項) 県民税」「(目) 個人」）及び法人事業税（「(項) 事業税」「(目) 法人」）並びに県営住宅事業会計歳入の「(節) 家賃収入」である。
- ◎ 個人県民税及び家賃収入の収入未済額の状況を見ると、いずれも前年度に比べて減少しているものの、依然として多額に上っていることから、引き続き、その縮減に向けて着実に取り組んでいく必要がある。
- ◎ 法人事業税の収入未済額は2年連続で増加していることから、法人事業税の滞納については、課税情報等を基に速やかに納税折衝や財産調査に着手し、組織的に滞納整理を進める中で、積極的に収入化や債権確保に努めるなど、一層の税込確保に向けて着実に取り組んでいく必要がある。

## 4 財政状況について

- ・ 本県の令和5年度の財政状況は、県税収入が187億余円の増収となったことなどから、結果的に3年連続して、減収補填債の発行等を行うことなく、当該年度の歳入で歳出を賄うことができるものとなった。
- ・ 急速な高齢化などに伴う介護・医療・児童関係費の増加に加え、神奈川県水防災戦略に基づく対応や教育施設整備の推進などに多額の費用が見込まれるものの、地方交付税等の増収分を活用して390億円を基金に積み立てることにより、後年度負担の財源を確保するとともに、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和3年度末には618億余円にまで残高が減少していた財政調整基金について、令和4年度及び令和5年度の積立てにより、令和5年度末の残高は708億余円にまで回復しており、県が積立ての目安としている707億円を上回ることになった。
- ・ 現在の経済情勢は、緩やかな回復基調にあるものの、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外を中心に不透明な要素も多く、企業収益や個人消費が落ち込むリスクもあり、税込動向も不透明であることを踏まえると、今後、本県財政が再び悪化する事態も想定する必要がある。
- ・ 令和6年2月に策定した「中長期の財政見通し」によれば、一般会計では、歳入の増加を上回るペースで歳出が増加することから、財源不足額は拡大するとされており、令和6年度から令和10年度までの5年間で計2,300億円の財源不足が見込まれるほか、令和22年度には財源不足額は900億円にまで拡大するとされている。
- ◎ 今後の財政運営に当たっては、様々な状況の変化に的確に対応できるよう、県内経済・産業の活性化により税込基盤の強化を図るほか、国庫支出金の積極的な活用、当面活用が見込まれない県有財産や資金の有効活用などにより財源を確保するとともに、経済性、効率性、有効性等の観点からの既存施策・事業の抜本的な見直しなどによる歳出の適正化にこれまで以上に取り組んでいく必要がある。

- ◎ 将来にわたり、本県財政を安定的に運営していくためには、地方交付税をはじめとする財源の確保に努めることはもとより、中長期的には、地方分権改革の理念に沿って、国から地方への権限移譲等を進め、国と地方の適正な役割分担に応じた地方税財源の充実強化を一層図ることが必要であることから、県は、これらの実現に向けて、引き続き、粘り強く国等に働きかけていくことが重要である。

上記のほか、財政状況については、個別に次の意見がある。

## (1) 県債の発行及び管理

- ・ 県債残高については、令和2年3月に策定した「中期財政見通し」において、「令和5年度までに県債全体の残高を2兆円台に減少」という県債管理目標の達成に向けて取り組んできたが、コロナ禍における減収補填債の発行などの影響もあり、この目標は達成できなかったものの、令和6年度末には県債全体の残高が2兆円台に減少する見込みとなった。
  - ・ 県は、「中長期の財政見通し」において、「県債残高を3兆円未満で管理する」とする新たな県債管理方針を定めており、世代間の負担の公平性に配慮しながら、より効果的に県債を活用していく必要があるとしている。
- ◎ 県債の活用にあたっては、社会経済情勢の変化等も踏まえて、財政の健全性を確保しつつ取り組んでいくことが重要である。
- ◎ 地方交付税の代替措置とされている臨時財政対策債については、令和5年度地方財政対策において、新規の発行が令和7年度まで継続することが決定されているが、臨時財政対策債による地方の財源不足の補填を抜本的に見直し、本来の姿である地方交付税に復元するよう引き続き強く働きかけていくことが重要である。

## (2) 財政における地方公会計の活用

- ・ 主管課（会計課及び財産経営課）における地方公会計の活用促進に向けた令和5年度の実績状況をみると、会計課においては、県立高等学校を対象に、仕訳帳を分析して学校間の光熱水費の差異を可視化し、費用が高額となっている学校について原因を調査した上で、教育局へ予算の執行改善についての提案を行ったほか、固定資産台帳を分析して事業用工作物の耐用年数に対する稼働年数の比率を可視化し、分析結果を財産経営課へ提供したものの、これまでのところ具体的な成果は見られておらず、一方、財産経営課においては、各所属に対して提供する固定資産台帳データに有形固定資産減価償却率を新たに追加したものの、各所属に対して活用促進に向けた特段の取組は行っていない状況である。
- ◎ 主管課においては、総務省の動向や他の地方公共団体の取組事例などにも留意しつつ、地方公会計の活用促進に向けて積極的に取り組んでいくとともに、各所属に対して必要な支援を行なっていく必要があり、特に、財産経営課においては、令和3年度以降、各所属に対して固定資産台帳データの活用促進に向けた特段の取組は行っていない状況にあることから、より積極的な対応が求められる。
- ◎ 各所属においても、主管課による支援を活用するなどして、地方公会計の活用に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。